

国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和3年10月15日

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)のお知らせ

特別徴収に今年度から該当する世帯は、これまでは納付書や口座振替でお支払いいただいていた国民健康保険税を10月より年金から直接お支払いいただくこととなります。対象の世帯には、すでに送付しています「国民健康保険税納税通知書(賦課明細書)」の各徴収月欄にあらかじめ年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

特別徴収とは

「特別徴収」とは、国民健康保険税を世帯主が受給している年金からあらかじめ納める方法(天引き)のことです。国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

特別徴収に該当する世帯とは

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯が、特別徴収の対象世帯になります。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること

※世帯主以外の人々の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

※特別徴収の対象となる年金の種類には優先順位が定められています。

2つ以上の種類の年金を受給されている場合、その合計額が③の条件を満たしていても、1つの年金だけでみれば③の条件を満たさない場合は、特別徴収に該当しません。



国民健康保険税を滞納すると

納期限を過ぎると督促が行われます。延滞金などを徴収される場合があります。

通常保険証の代わりに有効期限の短い保険証が交付されます。

納期限から1年を過ぎると保険証ではなく、資格証明書が交付される場合があります。(医療費はいったん全額自己負担となります。)

それでも納めないでいると、国民健康保険の給付が全部、または一部差し止めになります。差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

◎そのほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。

滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

また、自己破産等特別な事情がある場合は、それを証明する資料をお持ちのうえ、担当窓口にご相談ください。



対象となる節目の年齢の人へ

口腔健診のご案内



対象となる人には、
10月下旬に受診券を送付します。

対象者 令和3年4月1日時点で40歳、50歳、60歳、70歳の
大和郡山市国民健康保険の被保険者の人

費用 無料

期間 令和3年11月1日～令和4年2月28日

場所 市内各実施
歯科医療機関*

※受診できる医療機関は限られます。詳細は10月下旬に届く受診券に同封の案内をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金について

大和郡山市国民健康保険に加入の被用者（給与の支払いを受けている人）が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる症状により給与を受けられない場合は、直近3カ月間の給与収入額や就労することができなかった期間に応じて傷病手当金を支給します。適用期間は令和2年1月1日から令和3年12月31日の間※で就労することができなかった期間です。

（※令和3年9月末時点、感染状況等により延長される場合がございます。）

支給要件や申請方法など詳細につきましては保険年金課給付係までお問い合わせください。

マイナポータルを活用しよう! マイナンバーカードの保険証利用登録について

自身のスマートフォンやパソコンで「マイナポータル」から登録をすることでマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

登録をすることでマイナポータルから自身の特定健康診査の情報や薬剤情報の確認ができるようになったり、確定申告において医療費控除の自動入力が可能になったり、限度額適用認定証の手続きが不要になったりと多くの面での活用が期待されます。ぜひ登録してみてくださいね!

〈お問い合わせ先〉 保険年金課 給付係 ☎53-1643

国民健康保険税の口座振込みのお申込について

（ペイジー口座振替受付サービス）

市役所保険年金課窓口キャッシュカードをご持参いただき、申し込み用紙をご記入いただいた上、専用の端末に暗証番号を入力いただければ、電子的に金融機関に口座振替の登録を行うことができます。（金融機関によってはこのサービスを利用できないところもあります。下記、「利用可能な金融機関」をご覧ください。）※キャッシュカードの種類によってペイジーに対応できないものもあります。

口座振替は、自動的に引き落としされるので、納付忘れがなく
たいへん便利です。ぜひ、口座振替をご利用ください。

利用可能な金融機関

- | | | | |
|---------|-----------|---------|---------|
| ●奈良信用金庫 | ●みずほ銀行 | ●三井住友銀行 | ●りそな銀行 |
| ●京都銀行 | ●関西みらい銀行 | ●南都銀行 | ●中京銀行 |
| ●大和信用金庫 | ●奈良中央信用金庫 | ●近畿労働金庫 | ●ゆうちょ銀行 |

※ペイジー口座振替受付サービスで申し込みができるのは国民健康保険税だけです。
他の税目や料金等につきましては、このサービスをご利用いただくことができません。
従来どおり申込書を金融機関の窓口へ提出して申し込むこともできます。

〈お問い合わせ先〉 保険年金課 保険税係 ☎53-1646